

2020年2月17日

各 位

株式会社 南日本銀行

「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」の一部改定について

平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、株式会社南日本銀行（頭取 斎藤 眞一）は、成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、下記のとおり、「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」の一部改定を行いますのでお知らせします。

なお、改定後の新約款は改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定約款

「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」

2. 改定日

2020年2月17日（月）

3. 改定内容

附則への内容追加

成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

事務統括部 金融商品管理グループ 担当：村下・中村

TEL099-226-4455